

令和4年第2回八雲町議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月9日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 号 八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2 号 八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 3 号 八雲町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 号 八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6 号 八雲町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第 8 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 10 議案第 9 号 八雲町公共下水道八雲下水浄化センター外の建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第 11 議案第 10 号 財産の取得について
- 日程第 12 議案第 11 号 財産の取得について
- 日程第 13 議案第 12 号 財産の取得について
- 日程第 14 議案第 13 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第 14 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第 15 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 15 議案第 16 号 辺地に係る総合整備計画の策定及び変更について
- 日程第 16 議案第 17 号 八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 日程第 17 議案第 18 号 令和4年度八雲町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 18 議案第 19 号 令和4年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 19 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）
- 日程第 20 報告第 2 号 令和3年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について
- 日程第 21 発議第 1 号 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議
- 日程第 22 発議第 2 号 全国一律最低賃金制度の実施を目指す意見書
- 日程第 23 発議第 3 号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第 24 発議第 4 号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学

- 校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書
- 日程第25 発議第5号 急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書
- 日程第26 発議第6号 2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第27 発議第7号 地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書
- 日程第28 発議第8号 食料の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める意見書
- 日程第29 発議第9号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持の意見書
- 日程第30 発議第10号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第31 発議第11号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書
- 日程第32 総務経済常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（12名）

- | | |
|---------------|-------------|
| 1番 赤井睦美君 | 2番 佐藤智子君 |
| 3番 横田喜世志君 | 4番 大久保建一君 |
| 5番 関口正博君 | 6番 宮本雅晴君 |
| 7番 倉地清子君 | 8番 三澤公雄君 |
| 10番 安藤辰行君 | 12番 能登谷正人君 |
| 副議長 13番 黒島竹満君 | 議長 14番 千葉隆君 |

○欠席議員（2名）

- | | |
|---------|----------|
| 9番 牧野仁君 | 11番 斎藤實君 |
|---------|----------|

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	成 田 耕 治 君
総務課長	竹 内 友 身 君	政策推進課長	川 口 拓 也 君
併選挙管理委員会事務局長			
会計管理者	阿 部 雄 一 君	財務課長	川 崎 芳 則 君
兼会計課長			
保健福祉課長	戸 田 淳 君	住民生活課長	加 藤 貴 久 君
水産課長	田 村 春 夫 君	農林課長	石 坂 浩 太 郎 君
兼サーモン推進室参事		併農業委員会事務局長	
建設課長	藤 田 好 彦 君	商工観光労政課長	井 口 貴 光 君
兼公園緑地推進室長		兼サーモン推進室参事	
環境水道課長	佐 藤 英 彦 君	落部支所長	佐 藤 尚 君
教育長	土 井 寿 彦 君	学校教育課長	三 坂 亮 司 君
		学校給食センター長	
		社会教育課長	
体育課長	伊 藤 勝 君	兼図書館長	佐 藤 真 理 子 君
		郷土資料館長	
		町史編さん室長	
選挙管理委員会委員長	外 崎 正 廣 君	監査委員	千 田 浩 文 君
総合病院事務長	竹 内 伸 大 君	総合病院庶務課長	長 谷 川 信 義 君
総合病院医事課長	石 黒 陽 子 君	総合病院地域医療連携課長	佐 々 木 裕 一 君
		兼総合病院庶務課参事	
八雲消防署長	堤 口 信 君	八雲消防署庶務課長	今 村 幸 一 君
八雲消防署警防救急課長	河 井 治 彦 君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長			
兼地域振興課長	野 口 義 人 君	地域振興課参事	小 笠 原 一 信 君
併熊石教育事務所長			
住民サービス課長	北 川 正 敏 君	産業課長	吉 田 一 久 君
		兼サーモン推進室参事	
熊石消防署長	藤 村 勉 君	熊石国保病院事務長	福 原 光 一 君

○出席事務局職員

事務局長	三 澤 聡 君	併議会事務局次長	成 田 真 介 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	菊 地 歩 夢 君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

○議長（千葉 隆君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（千葉 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に大久保建一君と能登谷正人君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（千葉 隆君） これより局長より諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（三澤 聡君） おはようございます。

ご報告いたします。本日の会議に、町長より議案1件が追加提出されております。このほかに、議員発議によります決議1件と、意見書10件、総務経済常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。

また、議案書の一部に誤りがありましたので、机上配付の正誤表のとおり、訂正をお願いいたします。

本日の会議に、牧野仁議員欠席、斎藤實議員遅刻する旨の届け出がございます。

以上でございます。

◎ 日程第2 議案第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第2、議案第1号 八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） 議長、選挙管理委員会事務局長。

○議長（千葉 隆君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） それでは議案第1号、八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

概要説明書の4ページをお願いいたします。この度の改正は、令和4年4月6日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、最近における物価の変動等に鑑み、国の選挙公営に要する経費の限度額が引き上げられたことに伴い、条例で定めている町長及び町議会議員選挙における選挙運動用自動車の契約、ビラ作成及びポスター作成に係る公費負担限度額を改正するものであります。

2の(1)選挙運動用自動車の契約及び(2)のビラ作成に係る公費負担限度額は、国の基準どおりの額に改めようとするものであり、(3)のポスターの作成については、現行の単価に国の基準による限度額の増加率を乗じた額に改めようとするもので、算定方法は5ページの下段に記載のとおりであります。

それでは条例改正の内容についてご説明いたします。議案書1ページをお願いいたします。第4条第1項第2号アの改正は、選挙運動用自動車借入契約の限度額を1日当たり15,800円から16,100円に、2ページに移りまして、同号イの改正は、選挙運動用自動車の燃料供給契約の限度額を1日当たり7,560円から7,700円に改めようとするものであります。第8条の改正は、選挙運動用ビラ作成単価の限度額を1枚当たり7円51銭から7円73銭に改めようとするものであり、3ページの第11条の改正は、ポスター作成単価の限度額を1枚当たり900円から918円に改めようとするものであります。

附則として、この条例の施行期日を公布の日とするものであります。

以上、議案第1号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第2号

○議長(千葉 隆君) 日程第3、議案第2号 八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長(竹内友身君) 議長、選挙管理委員会事務局長。

○議長(千葉 隆君) 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(竹内友身君) それでは議案第2号、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書4ページをお願いいたします。この度の改正は、投票所における投票管理者及び投票立会人のなり手不足の解消と負担軽減を目的として交代制を導入することに伴い、報酬の支給基準をこれまで職務1回と規定していたものを日額に改めるとともに、従事した時間の区分により半額を支給するただし書きを追加するものであります。

半額を支給する場合の時間設定については、投票所での従事時間は、通常、午前7時から午後8時までの13時間で、その半分の時間は6時間30分となりますが、30分を1時間に繰り上げて7時間未満の設定としております。また、期日前投票所での従事時間は、通常、午前8時30分から午後8時までの11時間30分で、その半分の時間は5時間45分ですが、45分を1時間に繰り上げて6時間未満と設定しております。

附則といたしまして、この条例の施行期日を公布の日とするものであります。

以上、議案第2号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） この案を作るにあたって、こういう改革なら人が集まりそうだという何か実証というか調査はどういうふうに行われましたか。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） 議長、選挙管理委員会事務局長。

○議長（千葉 隆君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） 調査というか検討に当たっては、以前、三澤議員からもご指摘のありました報酬額の改定という部分もありました。ただ、報酬額の改定については前にもお答えしましたとおり、国の基準がありまして、それを超えるのがなかなか難しいのではないかとということで、それであれば投票立会人、投票管理者が、従事しやすいような環境を整えたほうがいいのではないかとということで、今回は、従前であれば一人の方をお願いして長い時間従事していただいたんですが、今回交代制ということで、たとえば半日、午前中であれば町内の方に1人出てきていただいて、また午後から別な方をお願いするかたちで、その負担もちょっと軽減したいなということで、今回、提案させていただいたところでございます。

検討にあたってはその2点で検討させていただきましたが、報酬の部分がなかなか難しいということで、今回は交代制ということで上程させていただいております。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 前半、後半みたいな分け方も工夫だと思って聞いていたのですが、場合によってはもう少し細かいほうがその地域の状況に合う場合もあると思ったので、そういった聞き取りができていたのかなと思って聞いたんです。

今回は、かなり前進したと思っていますので、ただ、これをさらに状況、改正したけれどもなかなか人が集まらないか思ったより負担軽減にならないということであれば、再度改定なんというかスケジュールというか時間、もし改定するとしたら、どれくらいお試しをしてからでないと次の改定にならないのか、そういうようなロードマップというか本当に良いものを作る上でそういったものももし考えてあるならお知らせ願いたいなと思っていました。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） 議長、選挙管理委員会事務局長。

○議長（千葉 隆君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） 三澤議員がおっしゃった、ロードマップ的なものは持ち合わせていないんですけれども、今回二つに区分したということで、実は先んじて町内会のほうにご説明申し上げまして、今回からこういったかたちでやりたいという打診をさせていただきました。そうしましたら一部の町内からは2人でやりたいというような声も出てきておりますので、その辺今回選挙を通して検証してみて、いつになるかはちょっとここでは言えませんが順次改正が必要であればやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第3号

○議長（千葉 隆君） 日程第4、議案第3号 八雲町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） おはようございます。議案第3号、八雲町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書5ページをお願いいたします。本件は、国の令和4年度税制改正によるもので、地方税法等の一部を改正する法律等の公布・施行に伴い、八雲町税条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容について、概要説明書によりご説明申し上げますので、概要説明書の6ページからお願いします。適用期日が、令和4年4月1日、令和5年1月1日、令和6年1月1日及び民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日令和6年4月1日の4区分となっております。

はじめに、令和4年4月1日適用分からご説明申し上げます。

1. 条例第48条、法人の町民税の申告納付に係る規定の改正は、議案書10ページから

11 ページで、地方税法の改正により、適用条項の項ズレに伴う条文の整備であります。

2. 条例第 73 条の 2、固定資産課税台帳の閲覧の手数料に係る規定の改正及び、3. 条例第 73 条の 3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料に係る規定の改正は、議案書 11 ページで、地方税法の改正により、DV 被害者等の登記簿上の住所が含まれる場合に、住所に代わる事項の記載や削除等を講じたものを閲覧に供する又は交付することができることによる条文の整備であります。

4. 条例附則第 10 条の 2、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合に係る規定の改正は、議案書 12 ページから 13 ページで、法律の範囲内で固定資産税の課税標準額の軽減を定めることができる地方決定型地方税制特例措置わがまち特例について、地方税法の改正により、適用条項の項ズレに伴う条文の整備であります。

5. 条例附則第 10 条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正は、議案書 13 ページから 14 ページで、地方税法の改正により、熱損失防止改修工事、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例措置の拡充等に伴う条文の整備であります。

6. 条例附則第 12 条、宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に係る規定の改正は、議案書 14 ページから 15 ページで、地方税法の改正により、商業地等に係る負担調整措置により増加する場合の課税標準額の上昇幅を現行の 5% から、令和 4 年度に限り、2.5% とする措置に伴う条文の整備であります。

次に、令和 5 年 1 月 1 日適用分であります。

1. 条例第 36 条の 3 の 2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に係る規定の改正は、議案書 8 ページから 9 ページで、地方税法の改正により、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等を有する一定の配偶者の氏名を追加することに伴う条文の整備であります。

概要説明書 7 ページをお願いいたします。

2. 条例第 36 条の 3 の 3 個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る規定の改正は、議案書 9 ページから 10 ページで、地方税法の改正により、公的年金等受給者の扶養親族申告書において、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族を有する者についての提出義務や記載事項に配偶者の氏名を追加することに伴う条文の整備であります。

3. 条例附則第 7 条の 3 の 2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に係る規定の改正は、議案書 11 ページから 12 ページで、地方税法の改正により、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに伴う条文の整備であります。

住宅ローン控除については、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するもので、これまでの消費税引き上げに伴う需要平準化対策として講じられていた措置の終了に伴う延長及び見直しにより、適用期限を 4 年間延長し、令和 7 年末までの入居者を対象とするとともに、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の 5% に引き下げ、控除期間は 13 年とする見直しが行われたものであります。

4. 条例附則第 17 条の 2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は、議案書 16 ページで、地方税法の改正により、適用条項の削除に伴う条文の整備であります。

5. 条例附則第 25 条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に係る規定の改正は、議案書 19 ページで、先程ご説明申し上げました議案書 11 ページから 12 ページの条例附則第 7 条の 3 の 2 個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に係る規定の改正において、特例措置の延長・見直しにより規定が整備されることに伴い、本条文の削除を行うものであります。

6. 改正条例第 2 条における令和 3 年改正条例第 36 条の 3 の 3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る規定の改正は、議案書 19 ページで、令和 3 年度税制改正で講じられた令和 6 年 1 月 1 日施行の改正規定について、先程ご説明申し上げました議案書 9 ページから 10 ページの改正条例第 1 条での同条規定の整備に併せ、本条文の整備を行うものであります。

次に、令和 6 年 1 月 1 日適用分であります。

1. 条例第 33 条、所得割の課税標準に係る規定の改正は、議案書 5 ページから 6 ページで、総合課税又は分離課税とする課税方式を確定申告書の記載によってのみ適用することに伴う条文の整備であります。

2. 条例第 34 条の 9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に係る規定の改正は、議案書 6 ページから 7 ページで、総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うことによる条文の整備であります。

3. 条例第 36 条の 2、町民税の申告に係る規定の改正は、議案書 7 ページから 8 ページで、地方税法等の改正により、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備及び適用条項の項ずれに伴う条文の整備であります。

4. 条例第 53 条の 7、特別徴収税額の納入の義務等に係る規定の改正は、議案書 11 ページで、地方税法施行規則の改正により、適用条項の項ずれに伴う条文の整備であります。

概要説明書 8 ページをお願いいたします。

5. 条例附則第 16 条の 3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は、議案書 15 ページから 16 ページで、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用することに伴う条文の整備であります。

6. 条例附則第 20 条の 2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正及び、7. 条例附則第 20 条の 3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正は、議案書 16 ページから 18 ページで、申告方式の選択に係る条文の整備であります。

8. 改正条例第 2 条における令和 3 年改正条例附則第 2 条、町民税に関する経過措置に係る規定の改正は、議案書 19 ページで、令和 3 年に一部改正した本条例に係る経過措置規定について、適用範囲の変更に伴う条文の整備であります。

次に、民法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日令和 6 年

4月1日適用分であります。

1. 条例第18条の4納税証明書の交付手数料に係る規定の改正は、議案書5ページで、地方税法の改正により、証明書にDV被害者等の住所に代わる事項の記載や削除等の法施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないとすることに伴う条文の整備であります。

2. 条例第73条の2固定資産課税台帳の閲覧の手数料に係る規定の改正及び、3. 条例第73条の3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料に係る規定の改正は、議案書11ページで、地方税法の改正により、先程ご説明申し上げました令和4年4月1日施行の同条文に係る規定について、DV被害者等の住所に代わる事項の記載や削除等の法施行規則で定める事項を記載したものを閲覧に供しなければならない又は交付しなければならないとすることに伴う条文の整備であります。

以上が、八雲町税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。議案書の5ページから21ページの改正条例の各規定については、只今、ご説明申し上げました、概要説明の内容のほかは、地方税法や条例中に引用される関係法令の用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定でございますので、各条項の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第3号八雲町税条例等の一部を改正する条例の提案説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第4号

○議長（千葉 隆君） 日程第5、議案第4号 八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第4号、八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税

の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 22 ページをお願いいたします。本件は、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の公布・施行に伴い、八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正しようとするもので、本条例については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する市町村計画に基づき、固定資産税の課税免除に関する事項を定めたものであります。

改正内容につきましては、条例第 2 条中、課税免除対象業種等の規定根拠法令となる租税特別措置法第 12 条、第 45 条、及び資本金の額等の文言の定義を規定した、租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 10 項における改正により、適用条項の項ズレに伴う条文の整備であります。

23 ページをお願いします。附則として、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第 4 号、八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の提案説明といたします。よろしくをお願いします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 6 議案第 5 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 6、議案第 5 号 八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 議案第 5 号、八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書 24 ページをお願いいたします。本件は、八雲町東野に所在する地域会館、東野母と子の家の老朽化が著しいことから、来年度、建て替えを予定しているところでありますが、この建替え工事に先立ち、当該施設を解体するため、既設条例の一部を改正するもの

でございます。

改正する内容は記載のとおり、別表第1の会館一覧から、東野母と子の家を削除するものであり、附則として施行日につきましては、施設の解体時期にあわせ、令和4年9月1日とするものであります。

なお、建替え完了までの期間の代替え施設については、近隣の会館などを利用し対応していただくことで了承を得ているものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 東野母と子の家を解体して、新たに建設し直すということですが、ここから削除するということは、今度は会館新しくなった会館は違う名称になるという意味ですか。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 現状のところは、当然会館の建て替えというかたちになりますので、施設自体は当時はそういった絡みのある事業で建設した経過がございまして、それで現状の母と子の家という名称になっていると思います。

今後、この建替えにあたっては、名称の部分もちょっと地域の意向を聞きながら、果たしてこれまでの名称がいいものなのか、新たな名称がいいのか、そういったものも含めて地域の意向を聞きながら考えていきたいと思っております。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第6号

○議長（千葉 隆君） 日程第7、議案第6号 八雲町介護保険条例の一部を改正する条

例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議案第6号、八雲町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書25ページをお開き願います。この度の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置について、令和4年度においても国の財政支援が行われることとなったため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正の内容について、ご説明いたします。附則第11項は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の規定で、減免の対象となる保険料の納期限を、令和4年3月31日から令和5年3月31日に改めるものであります。

附則として、この条例の施行日を公布の日からとし、改正後の附則第11項の規定は、令和4年4月1日から適用しようとするものであります。

以上、議案第6号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第7号

○議長（千葉 隆君） 日程第8、議案第7号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、安藤辰行君の退場を求めます。

（安藤議員 退場）

○議長（千葉 隆君） 提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） それでは議案第7号、工事請負契約の締結についてをご説明

いたします。

議案書 26 ページをご覧ください。本件は、八雲町公営住宅等長寿命化計画に基づき実施されている、出雲町D団地公営住宅新築工事の建築主体工事について、5月24日に入札を執行し、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1. 工事の種類は、出雲町D団地公営住宅新築工事建築主体で、工事内容は、建設場所が町民センター北側の出雲町60番地31で木造平屋建、1LDK・4戸の1棟と2LDK・2戸の1棟、計2棟6戸の建築工事となっております。

2. 契約の方法は、地域限定型一般競争入札により、5月24日執行したもので、契約の金額は、1億2,688万5千円。契約の相手方は、高橋・吉野・安藤 特定建設工事共同企業体、代表者二海郡八雲町 住初町 117番地、高橋組土建株式会社、代表取締役、高橋米子であります。工事代金の支払方法は、契約の定めるところによるもので、契約の締結の時期は、令和4年6月中で、本定例会において、議決を頂いた後といたし、工期につきましては、契約日より令和4年11月25日までとなっております。

以上で、議案第7号、工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

安藤辰行君の入場を求めます。

（安藤議員 入場）

◎ 日程第9 議案第8号

○議長（千葉 隆君） 日程第9、議案第8号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 議案第8号、工事請負契約の締結について、ご説明いたします。議案書27ページ、概要説明2ページをお願いいたします。

本件は、八雲町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設回転円板更新工事を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

主な締結内容ですが、1の工事の種類は、八雲町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設回転円板更新工事、2の契約の方法は、地域限定型一般競争入札であります。3の契約の金額は、6,490万円。4の契約の相手方は、札幌市中央区北2条東2丁目1番17号、共和化工株式会社札幌支店、支店長、渡邊康大であります。5の工事代金の支払方法は、契約の定めるところによることとし、6の契約の締結の時期は、令和4年6月中であります。本議会の議決をいただいた日となります。

工事の概要ですが、最終処分場浸出水処理施設は、平成13年度の供用開始から21年目にあたり、長期間の使用により回転円板槽及び主軸の老朽化が進行しております。今後も20年間は設備を稼働し続ける必要があり、最も重要な微生物膜処理設備であるため、更新するものでございます。

契約につきましては、令和4年5月24日に共和化工株式会社札幌支店と仮契約を締結しておりまして、本会議で議決をいただいたのち、本契約となるものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第10 議案第9号

○議長（千葉 隆君） 日程第10、議案第9号 八雲町公共下水道八雲下水浄化センター外の建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 議案第9号、八雲町公共下水道八雲下水浄化センター外の建設工事委託に関する協定の締結について、ご説明いたします。

議案書28ページ、概要説明2ページをお願いいたします。本件は、八雲下水浄化センター、熊石浄化センター、真萩ポンプ場の建設工事委託に関する協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

主な協定内容ですが、1の委託工事は、八雲町公共下水道八雲下水浄化センター外建設工事、2の建設場所は八雲町地内となります。3の委託金額は6億9千万円、4の委託期間は令和4年度から令和5年度までとなります。5の委託者は、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団、代表者、理事長、森岡泰裕であります。6の協定締結の時期は令和4年6月中ですが、本議会の議決をいただいた日となります。

委託工事の概要ですが、八雲下水浄化センター、熊石浄化センター、真萩ポンプ場について、長寿命化による電気・機械設備等更新工事の施工であり、令和4年度は1億2,200万円、令和5年度は5億6,800万円を予定しており、本年度から2か年分の建設工事委託金額は、6億9千万円となり、令和4年度は委託料により、令和5年度分につきましては、債務負担行為により、既に議決をいただいております。

協定につきましては、令和4年5月9日に日本下水道事業団と仮協定を締結しておりまして、本議会での議決をいただいたのち、本協定となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第11 議案第10号

○議長（千葉 隆君） 日程第11、議案第10号 財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 議案第 10 号、財産の取得についてをご説明いたします。

議案書 29 ページをご覧ください。本件は、主に除雪作業車輛として使用する除雪ドーザ 6 t 級の購入について、5 月 23 日に入札を執行し、落札した業者との物品購入契約の締結にあたり、地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1. 財産の種類及び数量は、除雪ドーザ 6 t 級 1 台であります。取得の方法は、契約の定めるところによるもので、3. 取得金額は、1,077 万 4,500 円、4. 契約の相手方は、北広島市大曲工業団地 1 丁目 6 番地、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー、社長、山原茂樹であります。

以上で、議案第 10 号、財産の取得についての説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 議案第 11 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 12、議案第 11 号 財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○消防本部警防救急課長（河井治彦君） 議長、警防救急課長。

○議長（千葉 隆君） 警防救急課長。

○消防本部警防救急課長（河井治彦君） 議案第 11 号、財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書 30 ページでございます。本件は、平成 21 年に落部出張所へ配置された高規格救急自動車が 13 年を経過し車体の老朽化に伴い、救急活動に支障をきたしていることから更新しようとするものでございます。

この車両を購入することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決

を求めようとするものであります。

なお、去る5月18日、5社により指名競争入札を執行いたしました。1. 取得する財産の種類及び数量は、高規格救急自動車1台であります。2. 取得の方法は、契約の定めるところによるもので、3. 取得の金額は、3,084万2,251円で、4. 契約の相手方は、八雲町東雲町24番地27、函館トヨタ自動車株式会社、八雲店店長、櫻庭喜一郎であります。

なお、本定例会の議決をいただいた後、契約を締結いたしまして令和5年3月20日に納車予定であります。以上、簡略ではありますが、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第13 議案第12号

○議長（千葉 隆君） 日程第13、議案第12号 財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○消防本部警防救急課長（河井治彦君） 議長、警防救急課長。

○議長（千葉 隆君） 警防救急課長。

○消防本部警防救急課長（河井治彦君） 議案第12号、財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書31ページでございます。本件は、高規格救急自動車に積載している半自動式除細動器一式が耐用年数である6年から8年が経過し、さらに平成28年に製造終了となり令和4年度をもって全てのサポートが終了となります。

半自動式除細動器は、救急救命には必要不可欠な資機材の一つであることから更新をしようとするものであります。

この半自動式除細動器を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

なお、去る5月18日、4社により指名競争入札を執行いたしました。1. 取得する財産の種類及び数量は、半自動式除細動器一式4台であります。2. 取得の方法は、契約の定

めるところによるもので、3. 取得の金額は、1,424 万 5,000 円で、4. 契約の相手方は、八雲町相生町 105 番地 9、株式会社ムトウ八雲支店、支店長、青木孝浩であります。

なお、本定例会の議決をいただいた後、契約を締結いたしまして令和 5 年 3 月 20 日に納入予定であります。

以上、簡略ではありますが、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。11 時 10 分より再開いたします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第 14 議案第 13 号、議案第 14 号及び議案第 15 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 14、議案第 13 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第 14 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、及び議案第 15 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、関連がありますので一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） それでは、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号につきまして、一括で説明させていただきます。

議案書 32 ページから 34 ページまでであります。本件は、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村職員退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合 3 団体の規約の変更について、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

このたびの規約の変更は、令和4年4月1日付けで設立された、上川中部福祉事務組合が3団体に加入したことによるものであり、附則として、施行期日を、北海道市町村事務組合規約については、北海道知事の許可の日から、他の2団体の規約については、総務大臣の許可の日からとしております。

以上、議案第13号、議案第14号、議案第15号の説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第15 議案第16号

○議長（千葉 隆君） 日程第15、議案第16号 辺地に係る総合整備計画の策定及び変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第16号、辺地に係る総合整備計画の策定及び変更について、ご説明いたします。議案書35ページをお願いいたします。

本件は、公共的施設の整備の財源として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第5条に規定する辺地対策事業債を活用するに当たり、辺地に係る財政上において、新たに総合整備計画を策定する必要があるほか、現時点での各事業の執行計画における事業費及び辺地債の充当可能額などが、現行の辺地総合整備計画に搭載の各事業の計画額を上回ることから辺地総合整備計画の策定・変更をする場合、同法第3条第4項及び同条第8項の規定に基づき、あらかじめ北海道との協議を得る必要があり、その協議が令和4年5月20日付で整ったことから、同項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、今回策定及び変更しようとする辺地総合整備計画の内容についてご説明いたします。議案書36ページをお願いします。

最初に策定しようとする辺地総合整備計画は、上八雲、富咲、鉛川地区で設定する上八

雲辺地であり、令和4年度から令和8年度にかけて辺地対策事業債を活用しようとするもので、具体的には令和4年度及び5年度に上八雲幹線に係る上八雲1号橋の修繕整備をする上八雲1号橋長寿命化事業、令和6年度に富咲1号線に係るトワルベツ2号橋の修繕整備をするトワルベツ2号橋長寿命化事業と建岩線に係る建岩橋の修繕整備をする建岩橋長寿命化事業、令和4年度から令和8年度に町道鉛川原野線の農道保全対策を行う鉛川原野線整備事業の4事業を実施するもので、事業費計は、1億707万円に対し、辺地債7,670万円を利用しようとするものであります。

議案書37ページをお願いします。次に変更しようとする辺地総合整備計画は、1か所の辺地に係る令和2年度から令和6年度にかけて辺地対策事業債を活用して整備しようとする事業で、表内の括弧内に記した事業費及び財源内訳の数値が変更後であります。

熊石折戸町から熊石黒岩町にかけての地域を一体で設定する熊石相沼辺地であり、上から8段目、熊石総合センター整備事業は、令和4年度から5年度に実施予定である熊石総合センター大規模改修事業であり、事業費1億2,294万9千円に対し、辺地債1億2,290万円を活用するものとして、新たに追加変更しようとするものであります。

以上で、議案第16号、辺地に係る総合整備計画の策定及び変更についての説明といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第16 議案第17号

○議長（千葉 隆君） 日程第16、議案第17号 八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 議案第17号、八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてご説明いたします。

議案書38ページでございます。本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置

法第8条第1項の規定に基づき、昨年9月に策定した、八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の内容について、一部変更が必要となり、当該変更に係る北海道との協議が5月13日に整いましたので、同法第8条第10項の規定により、議会の議決を求めようとするものがあります。

このたびの変更に係る事業は、新たにサーモン種苗生産施設整備事業、大新スポーツ公園整備事業、農道・集落道整備事業、水道施設整備事業の送配水管移設工事及び電気計装設備更新工事、熊石旧見日分校と関内地区職員住宅の町有建物解体事業、鮎川公衆トイレ解体事業、八雲総合病院東棟給湯管改修事業、同じく八雲総合病院院内保育所冷暖房設備整備事業、そして、最後に東野地区地域会館整備事業の以上全10事業の財源として国の過疎対策事業債の適用を受けようとするためのものがございます。

そして、これら事業にあわせ過疎計画を変更するものであり、変更内容については、議案書39ページから43ページまでの変更後の欄に下線を引いて記載のとおり、先ほど申し上げました事業名、事業内容等をそれぞれ追加するものがございます。

以上、簡単ではありますが、議案第17号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 42ページの8番、教育の振興のところ③ですけれども、三つ目、東野地区地域会館整備事業というのがあります。先ほどの母と子の家と関連があると思いますが、なぜ教育の振興のところにこの項目が入っているんですか。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） すみません。ちょっといろいろ調べますと、この過疎計画の中でですね、その項目で地域の集会施設、あと体育施設等ということでまとめられまして、その地域の集会施設につきましては大卒の教育の振興の中に含まれるかたちでメニューがなっておりますので、こういうかたちになってございます。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 体育施設を含んでいるということで、こういう振り分けになったのかなと思います。会館の関係なので生活環境の整備に入るのかなと思ってお聞きしました。

それともう一つ41ページ、真ん中の生活環境の整備の右側ですけれども、危険施設撤去というところで、職員住宅解体の下に、町有建物解体事業というのがあります。これは町内かなり広いので、どれくらいの範囲のものを想定しているのでしょうか。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 町内に老朽化している施設等多数ございますが、この度の過疎対策事業債の適用を受けようとする建物については、冒頭で私のほうで説明しました中でありました、熊石の旧見日分校と関内地区の職員住宅、この2校を含めて、この度、町有建物解体事業として掲載させていただきます。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 佐藤さんが心配するのはもっともだと思います。心配する根拠は、これに漏れていたり記載ミスがあったりしたら請求できないのかなと思って、この過疎債として、そう思って質問したと思うんですけれども、今の答弁を聞いていて、まさしく生活環境の整備のところに地域会館の解体事業が入っていますよね。だから佐藤さんが東野地区の会館整備事業が、生活環境の整備に入るのではないかと思って質問したと思うんです。だから答弁からいくと、地域会館は集会施設だから教育だというんですけれども、じゃあ、生活環境の整備という欄は、これは主に解体事業だけを取り扱っているというふうにそういう欄なんだって説明を付け加えてもらえるとう分かりやすいと思うんですよね。単純にこの生活環境の整備というならきっとその生活環境の欄の違う欄には、地域会館の整備もあるんじゃないかと想像されるので、先ほどのような質問が出たんだと思うんです。もう一度その辺のところを整理して答弁してもらえませんか。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 申し訳ございません。説明が不十分で申し訳ございません。先ほど漏れてございました。この計画のメニューの中で、この生活環境整備という部分で掲げられる会館の部分はあくまで解体の部分しかメニュー的に掲げるような事業しかできないというかたちになってございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 17 議案第 18 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 17、議案第 18 号 令和 4 年度八雲町一般会計補正予算第 2 号を議題といたします。提出者の説明を求めます。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第 18 号、令和 4 年度八雲町一般会計補正予算第 2 号について、ご説明いたします。議案書 44 ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 3 億 366 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 147 億 5,040 万 6 千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 55 ページをお願いいたします。

2 款総務費 1 項総務管理費 12 目地域振興対策費 87 万 7 千円は、本年 3 月までの大雪による影響から、熊石鳴神町の鳴神生活改善センター集合煙突が根元部分から倒壊し、屋根などが破損したため、その修繕料を追加しようとするものであります。

17 目避難民受入費 1,999 万 8 千円の追加は、ウクライナ避難民受入事業であります。本事業は、ロシア軍によるウクライナ侵攻により、ウクライナから日本、八雲町への避難民受入に対する支援を行うもので、避難民の日常生活環境を整えるため、日常生活を支えながら相談対応する会計年度任用職員の人件費をはじめ、需用費は、日常生活用品や光熱水費など、役務費には、旧国立病院敷地内の医師住宅 10 戸の清掃業務手数料など、また、備品購入費は、家具類、電化製品の生活必需品などを追加しようとするものであります。

57 ページをお願いします。4 項選挙費、2 目参議院議員選挙費 25 万 4 千円は、参議院議員選挙における選挙運動用ポスター掲示板の区画数について、当初予算では 12 区画により予算計上しておりましたが、本年 5 月 12 日に開催された北海道選挙管理委員会において、近況の立候補予定者の状況を踏まえ、16 区画へ変更決定されましたので、その増額分を追加しようとするものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目障がい者福祉費 104 万 5 千円は、本年 10 月 1 日に施行される後期高齢者医療制度の改正により、現役並み所得以外の被保険者で、一定所得がある重度心身障がい者の方については、窓口負担が 1 割から 2 割へ引き上げられ、本人負担の増額分については、重度心身障がい者医療制度により助成されるもので、その必要なシステム改修業務委託料を追加しようとするものであります。

6 目シルバープラザ管理費 86 万 5 千円は、暖房や給湯用として稼働しているシルバープラザ施設ボイラーについて、本年度に入り、暖房主管ポンプ及び給湯加熱ポンプから水漏れが発生しており、緊急的な修繕が必要と判断し、修繕料を追加しようとするものであります。

8 目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費は、6,757 万 8 千円の追加であります。本事業は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、国の制度に基づき、原

油価格や物価高騰など総合緊急対策として、住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり10万円を給付するため、令和3年度事業から拡充し、新たな住民税非課税世帯等に対する支援を

行うもので、19節に対象を650世帯と見込み、臨時特別給付金6,500万円のほか、10節から12節までは、事業に係る電算処理委託料などを追加しようとするものであります。

2項児童福祉費 2目児童措置費1,870万8千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の感染対策の徹底を図るため、学童保育所、幼稚園型一時預かり、認可保育所及び認定子ども園において、感染症対策を強化するために必要とされる保健衛生用品をはじめ、非接触検温器、非接触型水道蛇口などの購入のほか、保育環境の向上を図るため、老朽化したフローリングなどの施設改修経費に対し、国及び道の支援が認められたもので、60ページに移りまして、18節に放課後児童健全育成事業補助金120万円のほか、説明欄に記載の各事業に対する補助金、交付金を追加しようとするものであります。

また、新型コロナウイルス感染症による国の施策により、原油価格・物価高騰など総合緊急対策として、ひとり親世帯を除く住民税非課税の子育て世帯の児童一人当たりに対し、5万円の給付金を支給するもので、支給対象児童数を170人と見込み、19節に子育て世帯生活支援特別給付金850万円のほか、58ページに戻りまして、10節需用費及び11節役務費に事務経費9万2千円を追加しようとするものであります。

59ページをお願いします。3目くまいし保育園費22万円の追加は、2目児童措置費と同様、くまいし保育園における非接触検温器購入費であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、3,304万8千円の追加であります。このうち風疹追加的対策事業314万5千円は、平成30年7月以降に関東地方を中心に30歳代から50歳代の男性による風疹の患者数が増加したことを踏まえ、国においては、これまで風疹に係る公的な予防接種を受ける機会がなかった当該世代に対し、令和元年度から3年度までの時限措置として、公的な予防接種を受ける機会を1回設けるため、事業を実施したところであります。しかしながら、全国的に抗体検査や予防接種が進まない状況を踏まえ、時限措置を令和6年度まで3年間延長されることとなりました。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業2,990万3千円は、7月からの開始を予定している4回目のワクチン接種等に係る経費を計上するもので、4回目接種の対象者は、3回目接種を終えた60歳以上の方、59歳以下で基礎疾患を有する方などで、60ページから62ページにかけて各節説明欄に記載のとおり、両事業合わせた所要の経費を追加しようとするものであります。

61ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費90万円の追加は、農業研修者家賃助成事業であり、町外から新規就農を目指す研修者に対し、農業の担い手を確保するため、令和元年度から借家等の家賃の一部を助成し、支援を行ってきたところであります。

本年度においては、国立病院機構八雲病院の機能移転に伴う職員住宅の払い下げを受け、町の支援住宅として有効活用する計画でありましたが、維持管理や費用等を考慮し、民間

事業者による賃貸住宅を活用した場合、効率的・効果的に支援できることから、令和3年度までと同様に家賃の一部を助成するため、助成金を追加しようとするものであります。

なお、助成上限額については、現状の町内家賃相場を考慮し、月額2万円から2万5千円に引き上げるものであります。

3項水産業費、4目漁業構造改善事業費172万5千円の追加は、熊石地域コンブ養殖試験事業であります。本事業は、地球温暖化問題に地域レベルで貢献し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティー八雲、の取組みの一環として、海洋生態系による炭素貯留、ブルーカーボンを推進するため、養殖試験に使用する種苗糸、生産試験と漁業者によるホソメコンブの養殖試験を行うもので、1節に生産試験及び養殖試験に伴う人件費をはじめ、10節には、試験を行うための各種資材や薬品など所要の経費を追加しようとするものであります。

7款1項商工費、2目商工振興費2,602万9千円は、新型コロナウイルス感染症の長期化によって、経営的な厳しい状況が長期化する中、資金繰りに柔軟に対応するため、事業者に対し、町内金融機関及び商工会が独自に実施する融資における利子補給を行うため、18節に町内事業者経営安定支援事業補助金2,595万5千円のほか、事務経費を追加しようとするものであります。

63ページをお願いします。9款1項消防費、3目消防施設費2,860万円は、耐震性貯水槽整備事業であり、40m³型の耐震性貯水槽を野田生地区に、60m³型は、熱田地区に各1基整備するもので、国の補助金が認められたことによる追加であります。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費1億102万円の追加は、八雲中学校大規模改修事業であります。

八雲中学校校舎は、昭和55年及び昭和60年の整備後、37年以上が経過し、施設の老朽化が著しいことから、安全性や機能性を確保し、併せて空調及びトイレ環境の改善など教育環境の質的向上を図るため、本年度から2か年計画の整備に対し、国の交付金が認められたところであります。

大規模改修の概要は、屋上防水、外壁などの外部改修のほか、建物内部やトイレ、給排水設備改修などの内部改修を行うもので、12節委託料に工事監理業務委託料181万2千円、14節工事請負費に9,920万8千円を追加しようとするものであります。

13款諸支出金1項諸費2目還付金及び返納金280万円の追加は、令和2年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業にかかる国の補助金について、この程、清算手続きにより、返還が確定したことに伴うものであります。

以上、補正する歳出の合計は、3億366万7千円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書51ページをお願いいたします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金1,475万円の追加は、歳出でご説明しました新型コロナウイルスワクチン接種事業のうち、接種費用に係る国の負担金であります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金8,094万3千円の追加は、歳出でご説明いたしました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る事業費及び事務費補助

金 6,757 万 8 千円で歳出と同額であります。

幼稚園型一時預かり事業及び放課後児童健全育成事業に対する子ども・子育て支援交付金 59 万 9 千円は、基準額の 3 分の 1 相当額であります。

子育て世帯生活支援特別給付金に対する新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 859 万 2 千円は、歳出と同額であります。

保育環境改善等事業に対する保育対策総合支援事業費補助金は、215 万 1 千円で、基準額の 2 分の 1 又は 3 分の 1 相当額であります。

認定こども園整備事業に対する保育所等整備交付金は 119 万円、認定こども園施設整備交付金は 83 万 3 千円で、基準額の 2 分の 1 相当額であります。

3 目衛生費国庫補助金 1,563 万 3 千円の追加のうち、歳出でご説明しました風疹追加的対策事業にかかる感染症予防事業補助金 128 万 5 千円は、対象経費の 2 分の 1 相当額であります。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業による接種体制確保事業補助金 1,434 万 8 千円は、歳出と同額であります。

6 目教育費国庫補助金 2,912 万 3 千円の追加は、歳出でご説明いたしました、八雲中学校大規模改修事業に対する交付金で、対象経費の 3 分の 1 相当額であります。

8 目消防費国庫補助金 689 万 8 千円の追加は、歳出でご説明しました耐震性貯水槽整備事業に係る消防防災施設整備費補助金であり、基準額の 2 分の 1 相当額であります。

16 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費道補助金 210 万円の追加は、歳出でご説明しました重度心身障がい者医療システム改修事業に対する事務費補助金 30 万円で基準額と同額であります。

また、放課後児童健全育成事業及び幼稚園型一時預かり事業に対する子ども・子育て支援交付金 59 万 9 千円、保育環境改善等事業に対する保育対策総合支援事業費補助金 120 万 1 千円は、国庫補助金と同様に基準額の 3 分の 1 相当額であります。

3 目衛生費道補助金 80 万 5 千円の追加は、歳出でご説明しました新型コロナウイルスワクチン接種事業のうち、緊急包括支援に係る道の交付金であります。

53 ページをお願いします。3 項委託金、1 目総務費委託金 25 万 4 千円の追加は、歳出でご説明しました参議院議員選挙に対する委託金であります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目ふるさと応援基金繰入金 1,999 万 8 千円の追加は、歳出でご説明しました避難民受入事業に要する財源としての計上であります。

20 款 1 項 1 目繰越金 4,426 万 3 千円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

22 款 1 項町債は、歳出でご説明しました各建設事業に対応するもので、6 目消防債 2,170 万円の追加は、耐震性貯水槽整備事業債、7 目教育債 6,720 万円の追加は、八雲中学校大規模改修事業債であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の 3 億 366 万 7 千円の追加であります。

次に債務負担行為の補正であります。議案書 47 ページをお願いします。

第 2 表、債務負担行為の補正は、追加で、町内事業者経営安定支援事業により町内事業

者が借入した資金に対する利子補給金で、期間を令和4年度から償還完了の日まで、限度額を融資額に対する利率のうち4%以内とし、また、八雲中学校大規模改修事業は、期間を令和4年度から5年度、限度額を7億3,989万9千円とし、設定しようとするものであります。

次に、地方債の補正であります。議案書48ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正は、追加で、耐震性貯水槽整備事業2,170万円、八雲中学校大規模改修事業6,720万円であります。

以上で、議案第18号、令和4年度八雲町一般会計補正予算第2号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 二点お伺いいたします。まず、中学校の大規模改修なんですが、令和4年度から令和5年度に至るという書き方になっていますので、外壁や中も大分いじることになっていますから、これは長期休みを活用して工事をすると考えているのか、それとも授業と並行してやると考えてるならその安全管理や子どもたち、先生たち、場合によっては訪れる父母、その安全管理がされているのか、また事故等が起こった場合の保障なんかはどういうふうに考えているのかお伺いいたします。

もう一点は、60ページの風しん予防接種業務委託料ですが、この221万1千円は、令和3年度まで期限があったクーポン券が期限切れになったことですので、再発行、これから令和4年度から令和6年度まで使える風しんのクーポン券を再発行するということなのか、それともそういうことに使われるお金なのか、それとも風しん予防ワクチンそのものを接種する業務に関わる人達の費用なのかを知りたいです。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（千葉 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） それでは、三澤議員の一つ目の質問に、私からお答えしたいと思います。

まず、八雲中学校の大規模改修事業につきましては、令和4年、5年の2か年で計画しておりますが、工事の方法については学校の授業をやりながらの並行しての工事を計画しております。

工事につきましては、議員がご心配いただいた、生徒等への安全の配慮を心がけながらフロアごとに工事をするなど、工夫しながら工事を進める予定となっております。

また、工事における怪我等の保障等については、ないように工事の監督者もつけることとなっておりますので、そういうことが起きないように配慮した中で工事を進めることとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 風しんの補正予算の内訳についてということで、内容については、この3年間で抗体検査を受けていない方に対しては、再度検査の受け入れるクーポン券を発行して検査を受けてくださいということをお願いします。

またそのほかに、その検査に係る委託料や予防接種が必要ということで、予防接種する方の接種料についても予算の中でみています。以上です。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） まずは今の答弁で解決した部分で風しんに関しては理解しました。私も対象者の一人で、受けなければ、受けなければと思って、まだ時間があると思ってたら切れちゃった人間なので221万1千円出さしてしまった側の申し訳ない一人で、今度こそやってみたいと思います。

中学校の件ですけれども、ないように心がける。もちろんですね。怪我は。学校の中でいろんな事故はいろんな保障対象でありますよね。学校全体でかけてる保険。そういったものの工事期間も、工事関係の事故になっても、その保険が使えるのか、使えるならある程度事故がないように心がけて万が一にも対応できるんですけれども、いわゆる事業とは違うので、出ないとかというなら特別なことを考えなければならぬのかなと思って質問しました。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（千葉 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 申し訳ございません。説明不足で申し訳ございませんでした。

工事に伴って、議員からご指摘のあった怪我等の部分に備えて工事保険に加入することとなっているということでしたので、申し訳ございません。説明が漏れていました。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 55ページの避難民受入費についてです。報酬の部分で、会計年度任用職員相談員報酬って、これは何人分なんでしょうか。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 避難民相談対応職員として3名分みえています。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） これはこれから募集するという感じなのか、目途がついているのか、また、町内外どのあたりの募集を考えているんですか。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） この度、補正予算要求させていただいたところですが、こちらいつでも避難民の方が八雲町に来られてもいいように、事前にこのようなかたちでお願いしていますが、現状、八雲町のほうに来られるという情報は入ってございません。ですので、今の現段階ではそういった情報は実際に国のほうから直接来るかたちになると思いますが、どれくらいのタイミングでくるのか、そういった部分はまだ把握しきれていない部分があるので、至急そういう情報が入り次第、募集しようと思っております。それで、募集にあたりましては、当然、町内の方々に広く募集を募りこの地域、この地域ではなくて、避難民の方々にゆっくり安心して生活できるようなかたちになるように、広く人材を募集したいと考えているところでございます。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） そうすると、ウクライナから避難民が来るってということがはっきりしなければ、募集もできないという解釈でよろしいんですね。それで避難民を是非八雲にも来てもらえるように働きかけというんですか。そういうのもやっていかれると思いますが、その辺を伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員さんがおっしゃっているとおり、この避難民については、国の今予算を付けましたが、国の支援がかなりほとんど国から支援がくるというかたちです。ただ、今おっしゃっている避難民のための支援する人件費については、佐藤議員さんがそうおっしゃりますので、早めに募集させていただいて、準備をしたいと思っています。先日、ウクライナまたロシア語の分かる方と今接触もしていますので、その辺も含めて、また、八雲町に関係している東京の方面からもそういう支援をしたいという話もありますので、その辺も含めてまた議会の皆さんと協議ながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4番（大久保建一君） 今のちょっと答弁の中で関連なんですけど、国のほうから大分支援がくるって話ですが、この予算に対して補填がくるという意味なんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） そのとおりです。国のほうです、たとえば家具やそういうものも一件いくらだとか、人の生活費もみてくれると国からきていますので。きたあとに国からどういうかたちでくるかははっきりしていませんが、国の支援はかなり厚いと我々認識しています。ただ、前段階に準備するものに対してはなかなか国の支援ができないのか

など思いながら国のほうも多分いろんな方策をやりながら議論していると思いますので、多分、ほとんどの部分は私の感覚では国から支援があるものと理解しながら準備をしている。ただ、八雲町はなんとか佐藤議員さんがおっしゃっているとおり、なるべく早く受け入れるとしたらウクライナ語やロシア語を話せる生活支援をする人を、早めに雇ったほうが国からも八雲町に是非ということもあるのかなと思いながら、その辺はまた議員の皆さんと意見を交換しながら進めてまいりたいと思っていますので、ほとんど国からくるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第18 議案第19号

○議長（千葉 隆君） 日程第18、議案第19号 令和4年度八雲町病院事業会計補正予算第1号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議案第19号、令和4年度八雲町病院事業会計補正予算第1号について説明いたします。

追加議案書1ページをお開き願います。この度の補正は、病院事業における新型コロナウイルス感染症対策に係る予算を計上しようとするものであります。

新型コロナウイルスに係る国の感染対策支援事業であります。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業につきましては、これまで当院といたしましても、令和2年度、令和3年度と、本事業を有効に活用し、発熱外来、感染症病棟、臨床検査室等で必要とされる、

医療機器、各種備品、資機材等を整備してきたところであります。

今年度の当該事業につきましては、去る5月12日付けで、北海道保健福祉部のホームページ上で、事業実施に当たり、詳細な要綱が示されたところでありますが、補助要件としまして、9月30日までに納品が完了していることが条件として示されたものであります。

当院といたしましては、これまで大まかな事業概要は承知しておりましたが、本通知により、納品期日が明らかとなり、時間的に余裕が無いことから整備に係る詳細協議を直ちに進めたものであります。

補助要件であります、期日までに納品を完了するために、早急な、購入手続きを進めたく、本定例会、追加議案として、補正予算を計上しようとするものであります。

第2条、業務の予定量、主な建設改良計画総合病院医療器械器具整備事業4、125万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療機器整備によるものであります。

第3条、資本的収入及び支出は、補正予算実施計画により支出からご説明いたします。

議案書2ページをお開き願います。支出、第1款資本的支出 第1項総合病院建設改良費 2目固定資産購入費 4,125万円の追加は、全自動遺伝子解析装置一式及び血液浄化装置5台一式を整備するために要する費用の計上であります。

全自動遺伝子解析装置の整備は、通常の検査でありますと、症状などから、個別の感染病原体を疑い、それぞれの検査を行ったうえで病原を確定診断し、治療へつなげることとなりますが、本機器は新型コロナウイルスを含む鑑別の難しい呼吸器感染症の18種類のウイルスと3種類の細菌を同時に測定することが可能で、より迅速な診断、治療に貢献するものであります。

また、血液浄化装置は人工透析装置であります。本年1月、当院外来透析におきまして、新型コロナウイルスの陽性者が確認され、濃厚接触者も数多く認定されたところであります。日々の外来透析業務は止めることができませんので、感染対策等を施した運用など、非常に苦慮したところであります。

対策として、現在の透析患者控室を改修し、隔離した透析室一室を設け、4床分、4台、更に中央棟6階の感染症病棟に1台、計5台を整備しようとするものであります。

これに対応いたします収入であります。収入、第1款資本的収入、第6項総合病院補助金、1目補助金、道補助金 4,125万円の追加は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、補助率は10分の10以内であり、支出額と同額の計上であります。

議案書1ページにお戻り願います。次に、第4条、重要な資産の取得及び処分であります。予算第11条に定めた、重要な資産の取得に、医療備品全自動遺伝子解析装置一式を追加しようとするものであります。

以上で、議案第19号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第19 報告第1号

○議長(千葉 隆君) 日程第19、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。本件は、損害賠償額の決定についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長(加藤貴久君) 議長、住民生活課長。

○議長(千葉 隆君) 住民生活課長。

○住民生活課長(加藤貴久君) 報告第1号、専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書69ページをお開き願います。地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、ご報告いたします。

議案書70ページをお開き願います。令和2年度未熟児養育医療費等国庫負担金の交付確定に伴う超過交付分18万1,077円の返還にあたり、北海道における事務手続きが大幅に遅延したことにより、発行日から納付期限までが極めて短期間である納入告知書が送付されたことに起因するものであります。当町が当該告知書を受理したのは令和4年4月28日で、納付期限は令和4年5月5日となっております。

当町の支出手続き上、最も早い支払日が納付期限を3日超過した令和4年5月9日となったことから、返還金18万1,077円の支払い遅延に対する損害賠償として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に基づく延滞金を支払うため、損害賠償の額を決定したものであります。

1の損害賠償の額は、支払い遅延延滞金として162円、2の損害賠償の相手方は、北海道知事であります。

今後はこのようなことがないよう、北海道との事務改善について協議を行い、補助金等に関する事務を執行してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第 20 報告第 2 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 20、報告第 2 号 令和 3 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 報告第 2 号、令和 3 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてご説明いたします。

議案書 71 ページをお願いいたします。本件は、繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、議会へ報告するものであります。

72 ページをお願いいたします。繰越した事業は、これまでに議決をいただきました、2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム改修事業、3 款民生費、1 項社会福祉費 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、2 項児童福祉費 子育て世帯臨時特別給付金給付事業、6 款農林水産業費 1 項農業費 草地畜産基盤整備事業、研修牧場施設整備事業、中山間地域総合整備事業、3 項水産業費 海洋深層水機械棟海水送水ポンプ修繕事業、7 款 1 項商工費 町内循環型商品券発行事業の 8 事業で、繰越限度額 7 億 4,843 万 5 千円の議決に対し、令和 4 年度へ繰り越した予算額、翌年度繰越額は、同額の 4 億 7,374 万 5 千円で、財源内訳は記載のとおりであります。

以上で、報告第 2 号、令和 3 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第 21 発議第 1 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 21、発議第 1 号 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○13 番（黒島竹満君） 議長、黒島。

○議長（千葉 隆君） 黒島君。

○13 番（黒島竹満君） ただいま、議題となりました、発議第 1 号、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議について、提出者を代表し、提案理由を説明いたします。

昭和 52 年、航空自衛隊八雲分屯基地の開庁以来、45 年にわたり、国の平和と安全を保つための防空任務のみならず、災害派遣や各種の部外協力など、町民の生命と財産を守る様々な活動を行ってきていることは、議員各位、十分ご承知のことと思います。

現在、基地には二つの高射隊が駐屯しております。隊員約 250 名と、その家族が、八雲町のまちづくりに大きく関わっておりますことは、議員各位、ご承知のことと思います。

基地があることによる周辺整備事業は、令和 4 年度までで総事業費 66 億 9,784 万 1 千円、補助金 43 億 5,020 万 1 千円となっております。

生活環境施設や事業経営の安定に寄与するこの補助金は、基地に対する周辺住民の十分な理解と協力を得て、当町の基盤整備や財政面に大きく寄与されてきたところであります。

国、地方とも逼迫した財政事情の中で、限りある財源の有効活用が求められ、基地周辺対策に係る各種助成金についても、大変厳しい状況ではありますが、その用途の多様化と拡大に期待しつつ、今後の八雲町のまちづくりのために、少しでも有利な補助事業の活用などのために、情報の収集や、要望活動に努めなければなりません。

このようなことから、町ともども、議会としても、積極的にこれらの諸活動を展開するため、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び 周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議案を、提出した次第であります。

なお、特別委員会の構成委員の数は、7 名といたしたく存じます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いし、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論あり」との声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○2 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2 番（佐藤智子君） 発議第 1 号、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議に反対を表明して討論いたします。

航空自衛隊八雲分屯基地は、青森県三沢基地を本部とする北部方面隊に属しており、青森県車力分屯基地とともに高射隊として任務にあたっています。第 20 高射隊、第 23 高射隊はペトリオット誘導弾による防空任務を中心としている部隊であります。今、ロシアによるウクライナ侵攻が続いている中で、日本政府は軍事費用対 GDP 費 2%、現在の 2 倍の軍事費に引き上げようとしています。

他国の悲劇に乗じて軍事費をひき上げることは問題です。軍事対軍事ではなく、平和外交で戦争を呼び込まない政策こそが必要とされており、それこそが自衛隊員の命とそのご家族の安全を守るものと考えております。

特別委員会を設置するというのであれば、こうした視点もお持ちだと思っておりますので、

そうしたことももっと表に出していったらいかがでしょうか。

これから設置される基地有効活用特別委員会は陳情的な性質を持っている委員会と考えていますので、この決議には反対いたします。

○議長（千葉 隆君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○4番（大久保健一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4番（大久保健一君） 本案に賛成する立場で討論いたします。

本特別委員会の必要性については、提案者代表からの提案の説明のとおりであります。八雲町に分屯基地があるという現実を踏まえ、これらで周辺地域との調和を図りながら基地と共存供用するまちづくりを進められてきたものと承知しております。また、基地や隊員と町民との関係については非常に良好の関係であり、全国的にも高く評価されているところであります。

このようなことから、私は基地が存在することによって、八雲町に及ぼす経済効果、及び財政面での効果は誠に大きなものがあると考えます。それとともに近隣町と比較いたしましても、圧倒的に有利な点があるものと考えます。

八雲分屯基地は創立以来、地域住民と一体になり、町内会活動、スポーツ行事、各種イベント等の参加協力をはじめ、災害発生時における隊員の派遣、基地の開放など八雲町の振興発展に大きく貢献されていることは、議員各位においてご承知のことと存じます。地方交付税に関する国の動向や人口減少に伴う影響などから、今後においても先行き不透明であり、非常に厳しい財政運営が予想されています。

今後、より一層の町の発展を目指すためにも、基地周辺整備事業を活用することによる効果を考えれば議会としても行政と一体となって積極的に諸活動を展開するべきと考えております。よって、本特別委員会を、是非、設置されますよう、議員各位の賛同を賜りたくお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（千葉 隆君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。本案を原案のとおり、可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（千葉 隆君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会委員の選任

○議長（千葉 隆君） お諮りいたします。ただいま設置されました、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第

7条、第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員として、黒島竹満君、大久保建一君、牧野仁君、安藤辰行君、関口正博君、斎藤實君、宮本雅晴君、以上7名の諸君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の委員は、ただ今指名いたしました、7名の諸君を選任することに決定いたしました。

◎ 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の閉会中の継続調査付託

○議長(千葉 隆君) お諮りいたします。本特別委員会の調査は、閉会中の継続調査として、調査が終了するまで付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会は、休憩中に委員会を開催して、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を得るよう、委員会条例第9条、第1項の規定による方法に招集いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時09分

○議長(千葉 隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会正副委員長の互選報告

○議長(千葉 隆君) ご報告いたします。休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。委員長に黒島竹満君、副委員長に大久保建一君を互選した旨の報告がありましたので、ご報告いたします。

◎ 日程第22 発議第2号

○議長(千葉 隆君) 日程第22、発議第2号 全国一律最低賃金制度の実施をめざす意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3番(横田喜世志君) 議長、横田。

○議長(千葉 隆君) 横田君。

○3番(横田喜世志君) 発議第2号、全国一律最低賃金制度の実施をめざす意見書につ

いて提出者を代表して、提案説明をいたします。

1978年から各都道府県をA～Dのランクに分け、地域別最低賃金の額を各地方最低賃金審議会が各都道府県の労働局長へ答申する、いわゆる目安制度が導入されました。制度の導入後、しばらくの間は最低賃金額の地域間格差は是正される傾向にありましたが、近年は再び拡大し、目安制度が有効に機能しなくなってきました。

最低賃金の格差が生じることで、地域間の経済格差を固定させ、地方から都市部への人口流出の原因となっており、地域の経済活力を低下させる一因となっています。全国一律賃金制度の実施をめざすとともに、最低賃金を引き上げていくことが地域経済の健全な発展のために求められています。

よって、政府においては、全国一律最低賃金制度の実施をめざすとともに、全国一律最低賃金制度の導入にあたり影響を受ける中小・零細企業への支援策を講じることを求めるものであります。

次の発議3号とも符合するものと思いますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（千葉 隆君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第23 発議第3号

○議長（千葉 隆君） 日程第23、発議第3号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について提案説明させていただきます。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2022年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望いたします。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第24 発議第4号

○議長（千葉 隆君） 日程第24、発議第4号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○6番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（千葉 隆君） 宮本君。

○6番（宮本雅晴君） 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務であるが、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上と共に、学校施設を教材として活用し児童生徒の環境教育を行う、環境を考慮した学校（エコスクール）事業が行われてきた。

記、1技術面に関しては、学校施設に関するZEB化の新たな技術の開発や周知を行う。特に、新築や増設といった大規模事業だけではなく、LEDや二重サッシといった部分的な省エネ改修事業も、しっかりと周知を行いできるところから取り組む自治体・学校を増やしていくことが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実につながることに留

意して、周知の徹底に取り組むこと。

2 財政面に関しては、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 25 発議第 5 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 25、発議第 5 号 急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○2 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2 番（佐藤智子君） 発議第 5 号、急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

コロナ危機によって景気の低迷、生活の困難が長期に及んでいるところに、物価の高騰がおそいかかり、くらしと営業は深刻な影響を及ぼしており、緊急の経済対策が求められています。

国においては、深刻な実態に見合った「物価高対策」に改めるため、緊急に補正予算を編成し、くらしと営業を守る経済対策を次のように実施することを強く要望します。

記、1 消費税をただちに 5% に引き下げ、インボイスは中止し、消費税納税困難事業者に対する減免措置を実施すること。

2 生活困窮者への給付金は住民税非課税世帯に限定せず、支援を必要とする人、全体に対象を拡大すること。アルバイト収入が減った学生への支援を行うこと。

3 中小企業への給付額を持続化給付金並みに増やし、家賃支援給付金を再支給すること。

4 政府の判断で実施できる輸入小麦の価格を引き下げること。

5 急激な物価高騰に対応して生活保護基準を引き上げること。

6年金の減額、後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げをやめること。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（千葉 隆君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第26 発議第6号

○議長（千葉 隆君） 日程第26、発議第6号 2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 発議第6号、2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案説明させていただきます。

政府は、骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 27 発議第 7 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 27、発議第 7 号 地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○6 番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（千葉 隆君） 宮本君。

○6 番（宮本雅晴君） 地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書について、提案説明を代表していたします。

政府は、令和 2 年に地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後 5 年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行うことを閣議決定し、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を制定した。

記、1 令和 7 年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うこと。

2 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、都道府県に対して、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 28 発議第 8 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 28、発議第 8 号 食料の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3 番（横田喜世志君） 発議第 8 号、食料の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める意見書について説明をいたします。

日本は食料の 6 割以上を海外に依存しており、その危うさが地球規模の気候変動やコロナ感染拡大の中で浮き彫りになりました。さらにロシアのウクライナ侵略が世界の食料情勢に深刻な影響を及ぼしています。日本の食料自給率の向上は待ったなしの課題であります。

国連は、持続可能な社会の実現には家族農業・小規模農業の役割が欠かせないとして、2019 年から「家族農業の 10 年」をスタートさせ、各国に支援を呼びかけています。

よって、国においては、農業つぶしの農政から、効率優先でなく、人や環境にやさしい持続可能な農業の再建、食料の外国依存をやめ、自給率向上を国家の柱に据えた政治に抜本的に転換することを強く求めるものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（千葉 隆君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 29 発議第 9 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 29、発議第 9 号 教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持の意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 発議第9号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持の意見書について、提案説明させていただきます。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しております。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要であります。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実に努めるよう要請いたします。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第30 発議第10号

○議長（千葉 隆君） 日程第30、発議第10号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○5番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（千葉 隆君） 関口君。

○5番（関口正博君） 発議第10号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

北海道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要でございます。国においては、次の措置を講ずるよう強く要望

いたします。

1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、提案説明を終わります。議員各位の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 31 発議第 11 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 31、発議第 11 号 国民の祝日「海の日」の 7 月 20 日への固定化を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○4 番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4 番（大久保建一君） 発議第 11 号について提案説明いたします。

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成 7 年に制定され、平成 8 年 7 月 20 日から施行されているが、平成 15 年以降いわゆるハッピーマンデー化により 7 月の第 3 月曜日となっている。

わが国と海との歴史的、文化のおよび経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の 7 月 20 日に固定化することを要望する。以上、議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第32 総務経済常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の 継続調査申出について

○議長(千葉 隆君) 日程第32 総務経済常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。総務経済常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。総務経済常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○議長(千葉 隆君) これをもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、令和4年第2回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 2時24分]